

公財奈振第173号  
令和3年6月30日

各市町村長様

奈良県市町村職員研修センター  
所長 石井一良  
(公印省略)

**令和3年度滞納整理実務研修(滞納処分できない債権)  
の開催について(通知)**

標記のことについて、別添実施要綱により開催いたしますので、関係職員の出席についてご配慮くださいますようお願い申し上げます。

この研修では、「滞納処分ができない公営住宅の賃借料・学校の給食費・各種公の施設の使用料などの債権に係る滞納整理の方法、時効の制度、相続による納付義務等について、習得すべき滞納整理の基本的な事項を学ぶこと」をねらいとしております。

なお、受講者については**令和3年8月26日(木)までに、各受講希望者の優先順位を記載の上**、当研修センターホームページから申込み下さるよう（不参加の場合も含む）、併せてお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ず研修を中止とする場合がございます。

※研修受講の際は手洗い、咳エチケットの励行にご協力いただき、風邪のような症状がある場合は受講をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**担当**

公益財団法人 奈良県市長村振興協会  
奈良県市町村職員研修センター  
事務局 波多野・竹内  
TEL：0744-29-8255  
FAX：0744-29-8260